

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定法人貸付事業により酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	都道府県 提案事項管理番号	愛知県 1058010
提案主体名	設楽町		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米穀の生産調整実施要領第3、同要領別紙3の第2
制度の現状	<p>酒造好適米は、食糧管理法の時代も計画流通制度下の自主流通米として取り扱われていた。現行の「米穀の生産調整実施要領」においても、都道府県の需要量に関する情報の算定の際、酒造好適米は生産数量目標の内数として、主食用の需要実績に含めて取り扱っている。</p> <p>具体的には、同要領別紙3の第2の生産数量目標の外数となる加工用米の対象米穀から醸造用玄米(酒造好適米と同意)を除外している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特定法人貸付事業により生産される酒造好適米につき参入企業が清酒を生産する場合に限り、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律[平成6年法律113号]第2条第2項に基づく生産調整の取組(生産目標の外数)として取り扱う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなかで、機械化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっております。</p> <p>当地域は、特定法人貸付事業による参入企業及び一部の農家が酒造好適米を栽培しておりますが、生産調整の強化により参入企業及び農家の収益が悪化し地方経済の衰退が起きています。併せて、生産目標数量は一定であるため耕作放棄地を解消した場合、地域内の農家全ての配分数量が減ることになり新たな担い手である特定法人貸付事業への不信感が生じています。</p> <p>このような問題を解決するための手段として、参入企業が栽培した酒造好適米を自ら使用する場合に酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産の維持及び耕作放棄地の解消、地産地消、企業参入への理解、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。参入企業が自ら消費することの出来る地域は全国的にみましても例がなく数量的にも影響が少ないと思われるので、酒造好適米を生産調整(生産目標の外数)の取組みとして取り扱っていただきたいです。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことについては、関係者が集まる会議等の場においても要望があるところ。一方で、生産数量目標の外数とした場合には経営安定対策のメリットを受けられなくなる等の理由により、現状のままの方が良いとの意見もある。</p> <p>このため、今後、酒造好適米を生産数量目標の外数として位置づけた場合のメリット・デメリットを示した上で、愛知県を含めた都道府県等から意見を聞きながら、22年産以降の生産調整の検討の中で整理してまいりたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2
制度の現状	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容:</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。</p> <p>収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。</p> <p>その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p> <p>(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由:</p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。</p> <p>リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。</p> <p>CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。</p> <p>そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p> <p>①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラステッ</p>

ク製容器包装と同じ袋で出すことができる。

市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。

②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。

代替措置：

容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会。以下、「容リ協会」という。)に引き渡すというものである。</p> <p>循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。</p> <p>本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するということであるが、再商品化義務量の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第 11 条～13 条において厳格に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的方法により算出することが必要である。合理的方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適當である。</p> <p>また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとそうでないものでは組成が異なり、後者については一般に硬質プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」(平成 19 年 6 月)において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。</p> <p>この前提として、平成 18 年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の質を向上させた場合、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案どおり混合した状態で収集することに伴って、分別意識の希薄化に繋がるのであれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものであり、特区としての対応は不適當である。</p> <p>さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者にリサイクル費用の負担を課す方法を目指すとしている(添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告))」18 頁)が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。</p> <p>加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり(容器包装リサイクル法第 11 条～13 条)、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである(容器包装リサイクル法第 14 条、第 21 条～32 条)。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成 18 年 8 月閣議決定)における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>①合理的方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ベール品質調査」を活用すれば算出可能である。</p> <p>②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクルでの取扱が困難」とはいえない。</p> <p>③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。</p> <p>④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものではない。</p> <p>⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。</p> <p>(意見の詳細は補足資料に記載)</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
○容器包装以外のプラスチックの割合の算出について			
<p>確かに、(財)日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協会」という。)では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ベールについてその品質の調査(以下「ベール品質調査」という。)を行っているところであるが、このベール品質調査は、市町村から引き渡されるベールが容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定める「引き取り品質ガイドライン」に基づき調査するものであり、原則年に1回しか行われないうこと、現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ベール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者と市の負担割合を決するための調査として利用することは適切とは言えない。仮に調査頻度を増やして負担割合の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務量の算定が容器包装リサイクル法 11 条～13 条において厳格に定められている以上、ベール品質調査が特定事業者の義務量を決することになることから、単なる運用ではなく法の根拠をもって行うことが必要になる。</p>			
○リサイクルの高度化について			
<p>1 次回答において述べたとおり、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」(平成 19 年 6 月)において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされており、また、改正容器包装リサイクル法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。</p> <p>提案主体からいただいた御意見は、家庭系プラスチックの多くが PE と PP であるというものであり、その参考資料として補足資料 2「プラスチックの種類と使用比率」を御提出いただいているが、補足資料 2 中の「廃プラスチックの総排出量・比率」のグラフは、家庭から排出される廃プラスチックのみならず産業廃棄物である廃プラスチックも含んだ組成割合を示したものであり、本特区提案が言う、家庭から排出される廃プラスチックであってプラスチック製容器包装に該当しないものについての組成割合を示したのではないことから、補足資料 2 のデータに基づいて、プラスチック製容器包装の廃棄物と家庭から排出される容器包装以外のプラスチックの組成割合に大差がなく材料リサイクルに支障がないと判断することは早計である。</p> <p>実際、補足資料 2 によったとしても、再商品化に支障をきたす塩化ビニル(PVC)の成分が倍になるなど、分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに反することとなる。</p>			
○容器包装リサイクル法における事業者負担について			
<p>本提案の添付資料として提出いただいた、提案主体が設置した検討会の報告書「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告))」によれば、「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく一方、「当面の対策」として「構造改革特区」を活用し、特例として「容器包装リサイクルルート」の活用を提案するものとしており、本提案が「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく際の過渡的な措置であることが見て取れる。</p>			

○容リ協会が独自業務として再商品化を行う場合について

御質問の点について、「協会が独自業務として実施するのであれば、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる」とは、現行法の下で容リ協会が独自業務としてペールを引き取る場合、容器包装以外のプラスチックと混合状態にあるプラスチック製容器包装は特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当しないことから、その再商品化に係る費用について、容器包装部分も含め一切負担することはないということを指す。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
①本市負担分についての課題は、具体的な方法を協議し、特定事業者及び市の双方が納得できる方法を採用すれば、解決可能と考える。			
②家庭用品プラスチックの大半は PP・PE であり、塩化ビニルはごくわずかである。また、塩化ビニルは比重差選別等で容易に除去できることから、材料リサイクル手法の質を高めることに反しない。			
③拡大生産者責任に関する「将来展望」についての見解の相違を理由に、「当面の提案」を否定する論拠とすることは、不適當と考える。			
④混合状態にあるとしても、容器包装以外のプラスチックについてのみ本市の負担とすることが、適切であると考ええる。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
貴市が、容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックとを混合した状態で、(財)日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協会」という。)に引き渡し、それら廃棄物の処理を委託する契約を、容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていない。実際に契約を結んで実行するに当たっては、課題が少なくないと考えられるが、困難な点について、実務上容リ協会が対応可能か否かも含め、容リ協会と交渉いただいで差し支えない。			
なお、今回の貴市からの一連の御提案については、国としても、容リ協会に対し、誠実に伝達することとする。			
また、その他の御意見等については、必要に応じて今後個別の相談に応じたい。			

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための 地域限定での大学獣医学部の設置許可	都道府県	愛媛県	
		提案事項管理番号	1049010	
提案主体名	愛媛県、今治市			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	当方では当該提案における規制を所管していない。
制度の現状	当方では当該提案における規制を所管していない。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失っている状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。</p> <p>また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では当該提案における規制を所管しておらず適否は判断できない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>前回(第13次)提案における提案者からの同様の提案についての再検討要請に対する貴省の回答によれば、獣医療の供給体制整備のための基本方針については、「本年秋から獣医事審議会計画部会において、審議を行い、見直しをすることとしている。」とのことであるが、見直しの進捗状況について回答されたい。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>西日本の獣医学部の定員が国公立大学のみで18%しかないことと、西日本で活動する獣医師が全国の31.5%しかないことは、養成機関の立地の偏在が卒後の活動場所にも影響を及ぼし、そのことが四国ブロックの獣医師の不足の推計に関係していると考えられないか。</p> <p>また、卒業後の研修を行う際も獣医学部空白ブロックでは十分な研修を受けられにくく、獣医療の水準の維持に苦勞され、また、産業系獣医師や公衆衛生獣医師の確保が困難となっている。</p> <p>そのため、文部科学省に獣医学部空白ブロックでの定員枠の拡大を働きかけていただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>平成20年12月2日には、獣医療法に基づく「獣医療の提供体制の整備のための基本方針」の策定のため第一回目の獣医事審議会計画部会が開催されたところであり、農林水産省としては、獣医師の活動分野・地域偏在の要因分析等に関する当該計画部会での審議等を踏まえながら、文部科学省に対し必要に応じて獣医師の就業状況等の情報提供を行っていく。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>獣医事審議会計画部会の主な論点のうち、産業動物獣医師の確保、食の安全性や消費者の信頼確保、高度獣医療の推進、大学における獣医学教育の適切な水準の確保、臨床獣医師の卒業後研修・生涯教育等については、獣医師養成系大学のない四国に教育水準の高い獣医学部を新設することで課題の解決に寄与できると考えられる。</p> <p>このため、本件特区提案について、計画部会の中でいつ、どのような形で議論していただけるのか考えをお示しいただきたい。</p> <p>また、獣医師の需給のあり方等について所管する貴省では、特区による規制の地域緩和を行うことが、獣医師の偏在等に対してどのような影響を及ぼすと想定されるのか見解をお示しいただきたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
<p>獣医療の提供体制の整備のための基本方針は農林水産大臣が全国的な観点から定めるものであり、また獣医学部の新設は獣医事審議会計画部会の審議事項ではないため、特区提案そのものが議論されることはない。</p> <p>また、「獣医師の需給に関する検討会報告書」において指摘されている獣医師の活動分野や地域偏在が発生する要因等については、分析を行った上で判断する必要があるため、当該計画部会での審議等を踏まえながら、引き続き必要に応じ文部科学省に対し獣医師の就業状況等の情報提供を行っていく。</p>			

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業の要件緩和	都道府県	福岡県
		提案事項管理番号	1064010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第1条第2項第1号
制度の現状	<p>住居が集合していない等の要件を満たす構造改革特区内における昆虫の飼育事業であって、次のいずれの要件にも該当するものについては、その実施による環境影響調査を年1回以上行うことを前提として、事業に利用される特別家畜排せつ物※に関し、家畜排せつ物法施行規則第1条第1項に規定する管理基準は適用しない。</p> <p>① 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲与するものであること。</p> <p>② 当該事業に利用する特別家畜排せつ物について管理基準を適用する場合には、事業の実施に著しい支障が生じるおそれ大きいこと。</p> <p>③ 当該事業の実施者がたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設を保有していること。</p> <p>④ 当該構造改革特区の設定をした地方公共団体が、環境影響に関する知見を有する者の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認めるものであること。</p> <p>※ 家畜排せつ物法施行規則第1条第1項に規定する管理基準に従って3ヶ月以上管理されたもの(固形状のものに限る)。</p>

求める措置の具体的内容	今は容器代や送料といったカブトムシの配布に要した経費については認められているが、カブトムシの飼育から発送等に係る多額の人件費を認めて欲しい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今年から新しい学習指導要項では小学校3年生理科で身近な昆虫の教材が決まり、平成23年度から実施されることに決まった。カブトムシの小さな背中に「命の尊さを学んで欲しい。未来の地球のために自然環境を守って欲しい。」との願いをこめている。各地の学校から届く子供たちの便りの中に感謝、お礼の言葉だけでなく「虫の体のつくり」(3年理科)の学習の様子や虫たちの食べ物から発展した「環境学習」(総合の時間)の報告等がたくさん寄せられ、大変うれしく思っている。カブトムシの飼育を通じた心の耕しが「自然循環型農法と食の安全を確保する農業の在り方」の実現につながるのではと期待がふくらむものと考えます。</p> <p>今後とも、子供たちに夢を与え命を見つめる感動や大切さを伝えるためにカブトムシを贈り続けたいと考えているが、飼料高騰による酪農の経営難及び家庭の事情による労働力不足に伴う経済的負担の増大により、31年間継続しているカブトムシの無償配布が来年度からは困難になるおそれがあるため。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>本特区は、ボランティアにより昆虫の幼虫を飼育し、学校等へ無償配布しているという提案者の活動は大変貴重であるとの認識の下、「一定の基準を満たし、その目的が公益上有意義とされる場合に限り、家畜排せつ物法による規制の例外を認められたい」との提案者ご自身の提案を尊重し、措置したものである。</p> <p>したがって、今後ともボランティアによる活動を基本にすべきであると考えており、要件を緩和することは適当ではない。</p> <p>なお、評価・調査委員会の指摘を受け、活動に伴う経済的負担の軽減に資するため、18年に特区計画認定申請マニュアルの見直しを行い、容器代や送料といった配布に要する経費については受け取ることを可能としたところである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法に定める農村地域要件 の合併特例措置の創設	都道府県	宮崎県
		提案事項管理番号	1017010
提案主体名	都城市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農村地域工業等導入促進法第2条 農村地域工業等導入促進法施行令第2条、第3条
制度の現状	農工法の対象となる農村地域は、農業振興・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口10万人以上の市のうち、人口20万人以上の市及び人口増加率又は製造業等就業者率が全国平均を超える市は農村地域から除外される。

求める措置の具体的内容	合併前の自治体が農村地域工業等導入促進法及び同法施行令に定める農村地域要件を満たし、かつ合併後の新市の人口が20万未満であるため、次回の国勢調査結果が確定するまでの間、合併後も引き続き「農村地域」とみなし、同法の適用を受けられるよう経過措置を講じる。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>●状況／新「都城市」は1市4町が新設合併して平成18年に誕生した。当市の農業産出額は全国第2位。とりわけ、肉用牛・豚・鶏の産出額は全国第1位という畜産の盛んな典型的な農業地域であり、日本有数の食料供給基地である。しかしながら、合併後も農業従事者の高齢化、後継者不足が進むとともに、新規学卒者等の若年層の流出などにより年間1000人を超える人口減少に直面し、17万人を割り込む状況となっている。</p> <p>●経緯／山間地域である旧4町からの利便性が高く、かつ新市の地理的な中心地に工業等導入地区を新たに設定し、新市の重要施策として企業誘致を推進しようとしたところ、人口20万に満たない農村地域でありながら、合併により、農村地域要件である製造業等就業者割合がわずかに超えたために同法令を活用できないこととなった。</p> <p>●提案／合併していなければ、旧市町のすべての区域が法令に定める要件を満たし、現在も同法を活用した工業団地整備を推進できる。明らかに合併に伴う負の部分であり、合併前のすべての自治体が農村地域要件を満たし、かつ新市の人口が20万未満である場合は引き続き同法の適用を受けられる特例措置を提案する。なお、平成18年の合併時点では17年国勢調査結果は未公表であり、合併の際は農工法の適用を受けられなくなることは想定外であったし、財政力の指標である人口要件も満たしており「比較的優位にある地域(11次提案に対する回答)」にも該当しない。</p> <p>また、あくまでも合併後に行われる国勢調査結果の公表までの間の経過措置を要望するものであり、それ以後は、現行政令の農村地域要件により判断すれば足りると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農工法は、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するため、支援対象を一定の要件を満たす農村地域に限っている。よって、要件を満たさず条件的に比較的優位にあると考えられる地域にまで対象を拡大することは、条件が不利な農村地域へ工業等を誘導することを難しくする可能性があるため、本提案は適当ではない。</p> <p>また、昨今の国際的な食料事情の不安定化等を背景として、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保に向けた対策の充実・強化が重要となっており、農工法の対象地域を拡大し、新たな農地転用の可能性を広げることは、このような現状とは相反することと考えられることから、本提案は適当ではない。</p> <p>なお、農工法では、市町村合併等に伴い、農村地域の要件を満たさなくなった場合であっても、農村地域の要件を満たしていた時点で定められた農工実施計画は引き続き有効であるとの経過措置を既に設けているところである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>スケールメリットを問われ、新設合併を推進した。数値はスケールアップしたが農村地域である実態は変わらず優位ではない。</p> <p>食料供給基地として畑地等の7割を受益地とする畑地灌漑が進められている本市でも農業従事者の減少、高齢化が進み、担い手育成が急務。一方で、兼業農家(子弟も含む)の就労環境を整え域外転出を抑制するためにも農村地域への工業等の導入も必要な施策である。農転の可否は実施計画策定段階の議論と考える。</p> <p>合併前も全ての市町が農村地域であり、かつ新設合併時も農村地域であった。総合計画を策定し、政策を推進しようとしている最中に非適用となったもの。現措置とは別に新設合併市には政策推進の時間が必要。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農工法は、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するために、支援の対象を一定の要件を満たす地域に限っている。この要件の緩和を行えば、工業等の導入の必要性がより高い地域であって、農工実施計画を定めて企業誘致に取り組んでいるものの、十分な成果を上げていない地域への工業等の導入がさらに難しくなる可能性がある。</p> <p>また、今回提案があった市町村合併に伴う特例措置を認めた場合、合併の有無が農工法の対象地域を判断する上でのひとつの基準となり、自治体間の公平性が損なわれるとともに、なし崩し的に他の特例的な要件緩和を行うことにもなりかねず、農村地域への工業等の計画的な導入の促進という法の目的の達成が難しくなる可能性もある。</p> <p>以上のことから、本提案は適当でない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び 大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1071080	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第1項、附則第2条
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地転用許可制度については、5月28日に地方分権改革推進委員会による第1次勧告がなされたことを受け、これに関する政府の対処方針として、6月20日の地方分権改革推進本部において「地方分権改革推進要綱(第1次)」が決定されたところである。</p> <p>この要綱に沿って、農地転用許可制度の運用状況を検証するため、農地転用許可事務の実態調査を実施したところであり(11月4日に結果公表)、今後、この調査結果等を踏まえ、農地転用許可制度の見直し案について検討を行い、年内に成案を得ることとしている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止するよう見直すこととする。と明確に勧告されている。一部の調査結果にとらわれることなく、速やかに勧告どおり実現されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>地方分権改革推進委員会の第1勧告を受けて決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」に沿って農地転用許可事務の実態調査を行った結果、都道府県知事が行う2ヘクタール以下の農地転用許可事務のうち、許可の判断に疑義のあるものが12.1%にも及ぶことが分かった。このことから、今回の農地政策の見直しにおいては、12月3日に公表した「農地改革プラン」のとおり、まず、農地を確保するため、国の役割を強化することとしている。</p> <p>ご提案の権限移譲等については、今回の改革で措置された事項の実施状況を検証しつつ、5年後を目途に検討を加えていきたいと考えている。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	<p>12月3日に公表された「農地改革プラン」では、2ヘクタール以下の転用許可事務に関して、事務の執行に疑義が生じた場合には、国はその適正を期するため必要な指示を行うことができるとしている。2ヘクタールを超える転用許可事務についても、同様の取扱いとすればよく、農地転用に係る国の許可権限の都道府県への委譲及び国との協議の廃止については、地方分権改革推進委員会の第1次勧告どおりの実施が可能と考える。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>地方分権改革推進委員会の第1勧告を受けて決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」に沿って農地転用許可事務の実態調査を行った結果、都道府県知事が行う2ヘクタール以下の農地転用許可事務のうち、許可の判断に疑義のあるものが12.1%にも及ぶことが分かった。</p> <p>このことから、今回の農地政策の見直しにおいては、昨年12月3日に公表した「農地改革プラン」に基づき、第171回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案において、</p> <p>① 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は都道府県知事に対し農地転用</p>			

許可事務の適切な執行を求めることができることを盛り込むとともに

② 施行後5年後を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地確保のための施策の在り方等等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととしているところである。

なお、このことは、昨年12月8日に公表された地方分権改革推進委員会の第2次勧告の内容に沿ったものである。

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100070	プロジェクト名	豊田市森づくり特区	
要望事項 (事項名)	保安林の間伐における指定施業要件の変更手続き の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	豊田市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第33条 森林法第34条の3 森林法施行令第4条
制度の現状	<p>1 保安林における間伐率の限度については、政令で定める基準の範囲内で保安林毎に立地条件等を踏まえて定められる指定施業要件により規定される。</p> <p>2 指定施業要件において定める間伐率の限度は、森林法施行令第4条別表2において、</p> <p>① 森林の立木の材積の35%を超えないこと</p> <p>② おおむね5年後において当該森林の樹冠疎密度が8/10以上に回復することとされている。</p> <p>(上記①については、平成13年に、高性能林業機械の導入による低コスト作業などの新しい技術への対応を図りつつ、風害の危険性がないことなども総合的に考慮し、保安林の機能に支障がない限度として間伐率の基準をそれまでの20%から35%に改定したところである。</p> <p>上記の基準の改定に伴い、個々の保安林についてその立地条件等から指定目的の達成に支障がないと判断されるものについては、保安林毎に指定施業要件の間伐の伐採限度を変更する取組を進めているところである。)</p>

求める措置の具体的内容	<p>豊田市森づくり条例に基づき設立した地域組織において、森づくり団地計画を策定し、市から認定された区域(民有林)及び市有林の間伐については、保安林の指定施業要件の間伐率が20%であっても、変更手続きをすることなく平成13年の規制緩和後の間伐率35%での間伐を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市の認定する森づくり団地では、人工林の状況、立地及び森林所有者の意思により、針広混交誘導林や林業経営林など、市の示した森林区分を選択する。特に針広混交誘導林では、下層植生の発育を促し、森林の持つ公益的機能をさらに発揮させるために40%程度の強度間伐を積極的に実施している。団地化のメリットは、一定の区域を効率的、計画的に間伐を実施できることであるが、団地内に保安林がある場合に、指定施業要件の間伐率20%が煩雑さを生み、保安林外森林との一体的な整備に支障をきたしている。本市における保安林は森林面積の約3割を占め、その9割以上が平成13年の規制緩和前の指定施業要件となっている。</p> <p>県により施業要件の変更手続きが順次行われているが、その進捗は遅く、完了までに10年以上かかるとの見通しであると聞いている。間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、本市においても自ら条例等を制定し森づくりを推進するものの、この制度が課題の一つとなっている。そのため変更手続きの緩和について提案する。</p> <p>なお過去の同様の提案の中で、過度の伐採や私権への制限に対する変更内容の透明性について指摘されているが、本市の場合は、市と地域と森林組合が一体となって進め、地域の実情に合った施業及び森林所有者と直接協議をすることで課題に対しても充分に対応可能である。多くが成熟期を迎えた人工林において間伐率20%の制限は健全な人工林整備の弊害であるため、規制緩和により効率的な森林整備を進めたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>指定施業要件の間伐率が20%である保安林において、間伐率35%での間伐を可能とすることは、所定の変更手続を行うことにより実現可能であり、特例を設ける必要はないと考えている。</p> <p>また、指定施業要件は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全等の保安林の指定目的を達成するために定めるものであり、また、このために、森林所有者の私権を制限することとなるものである。したがって、指定施業要件の変更に際しては、森林所有者等への通知、利害関係者の意見書の提出及び意見の陳述の機会を設けることが不可欠であり、こうした手続を経ずに35%の間伐を可能とすることは不適切である。</p> <p>なお、当該事務については、平成17年に国から都道府県の担当部局に対し、都道府県の関係部局、市町村、森林組合などと十分に連携を図り、間伐等施業の実施計画がある箇所を優先的に行うなど、森林施業の実施の予定との調整を図りつつ進めるよう指導するとともに、国としても当該事務の処理の迅速化を図るため、申請様式の簡素化等の措置を講じ、原則3ヶ月程度を目途に変更手続を行うことにしたところである。</p> <p>したがって、ご指摘の地区について、県による指定施業要件の変更の手続が10年以上かかる見通しといった状況にはないと考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案主体の要望は保安林の間伐において、指定施業要件の変更手続を経ることなく規制緩和後の間伐率35%での間伐を可能とすることを求めているものである。このことについて、右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>地球温暖化対策としての間伐を加速度的に推進しなければならない状況下では、財政支援措置などの施策のみならず、間伐実施に必要な事務手続をできるだけ簡素化する必要があると痛感している。申請から官報告示までを短縮されたとしても、告示後でなければ新要件でも間伐はできないため、タイミングによっては、同一年度内の間伐予定地は翌年度送りになるなど、効率的な間伐の支障であることは変わらない。提案で既述であるが、本市では森林所有者等との直接対話により間伐計画を策定していく課程で、通知や意見聴取の機会を担保できるため、例えば、提案の間伐実施を認め、事後的に施業要件の変更手続を行っても対処可能かと考える。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保安林は、地形が急峻で降水量が多く、災害に見舞われやすい我が国において、過去に森林が荒廃し災害が起きたり、急傾斜であったり、地質が脆弱であったりする森林について、伐採や土地の形質の変更の制限などの行為規制をかけることにより森林のもつ水源かん養、土砂流出の防止などの防災機能等を発揮させ、その取扱いについて慎重を期すべき森林である。このため、保安林制度は国土保全施策として農林水産大臣及び都道府県知事が責任をもって執行しているところである。そのような性格の森林である保安林の行為規制の基準となる指定施業要件については法令に基づく手続を慎重に行う必要があり、その変更にあたり、市の策定した伐採等の行為の計画をもって手続を省略することは、不適当と考える。</p> <p>更に、指定施業要件については、森林経営に係る個人の権利を制限するものであるとともに保安林の機能の受益者の利害にもかかわるものであることから、その規制内容を変更する場合には、変更内容を告示し、森林所有者のみならず保安林の機能の受益者の意見聴取といった手続を法的に担保することが不可欠である。したがって、豊田市が森林所有者との直接対話により通知や意見聴取の機会を担保できると提案されているが、それをもって変更手続を不要とすることは不適当と考える。</p> <p>なお、こうした中ではあるが、ご提案にもあるように、間伐の推進は現下の森林整備の重要課題であり、保安林の機能を発揮する上でも重要である。このため、前回の回答のとおり、平成17年に国から都道府県の担当部局に対し、都道府県の関係部局、市町村、森林組合などと十分に連携を図り、間伐等施業の実施計画がある箇所について優先的に指定施業要件の変更手続を進めるよう指導するとともに、国としても当該変更事務の処理期間を原則3ヶ月程度を目途に迅速化を図ったところ</p>			

である。また、指定施業要件の変更については、間伐の予定箇所毎に順次行う必要はなく、例えば豊田市の設定する団地全体についてあらかじめ指定施業要件の変更の事務を進めることが可能であり、県と十分調整していただきたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100080	プロジェクト名	豊田市森づくり特区	
要望事項 (事項名)	保安林の間伐における指定施業要件の示す間伐率 の引き上げ	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1038020	
提案主体名	豊田市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第34条の3 森林法施行令第4条
制度の現状	<p>指定施業要件において定める間伐率の限度は、森林法施行令第4条別表2の規定において、</p> <p>① 間伐率35%を超えないこと</p> <p>② おおむね5年後において当該森林の樹冠疎密度が8/10以上に回復すること</p> <p>とされている。</p> <p>また、択伐率の限度は、その森林における前回伐採後からの材積の増加量を現時点での当該森林の材積で除して得ることとし、最大40%としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>豊田市森づくり条例に基づき設立した地域組織において、森づくり団地計画を策定し、市から認定された区域(民有林)で、且つ、豊田市の定める針広混交誘導林に区分した区域においては、保安林の指定施業要件の示す間伐率に関わらず、最大40%の間伐率での間伐を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市の定める「針広混交誘導林」は、将来的にも採算が見込めない人工林又は環境保全上の観点から自然回復した樹種を加えた針広混交林へ誘導が望ましい人工林を対象としており、40%程度の強度間伐により下層植生の発育を促し、森林の持つ公益的機能をさらに発揮させることを目的としている。また、本市の間伐推進事業では、森林所有者が針広混交誘導林を選択した場合に、森林の機能回復を目的とした公共的観点から、国県間伐補助に市単独の上乗せ補助をして森林所有者の実質負担額を無しにする一方、間伐実施に際しては間伐率40%以上の間伐を条件とする事業を実施している。</p> <p>しかしながら、針広混交誘導林に区分した区域内に保安林がある場合、保安林外森林との間伐率の差があることで実務的に非効率となっている。</p> <p>国の方針でも明らかに必要性が示されている針広混交林化には、強度間伐が必須であるが、現制度で保安林が一律の低い間伐率で制限されていることは現状に即しているとは言い難い。強度間伐の目的も森林の公益的機能を高めることであり、保安林の目的と同一であると考える。</p> <p>地域の実情や森林の状況、立地など踏まえた本市の森づくり方針より、地域スタンダード的な間伐推進が可能となるよう、間伐率の引き上げを提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>豊田市の実施しようとしている針広混交林への誘導のための森林施業は、一般的には次世代の樹木の発生等(更新)を伴うことから、間伐ではなく主伐(択伐)として取り扱われることが適当である。</p> <p>この場合、択伐の許可又は届出を行うことにより40%の伐採率での伐採が可能である。</p> <p>保安林における間伐率については、間伐後の保安林の機能の維持に支障が生じないよう、間伐後短期間で樹冠を閉鎖させ、かつ風害等の危険が生じない範囲である35%を限度としており、これを引き上げることは、機能の低下や災害が発生するおそれが生じることから不適切と考えられる。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>提案主体の実施しようとしている森林施業は、植栽義務を伴う択伐ではなくあくまでも間伐であり、効率的な間伐を進めるための指定施業要件の引き上げを求めているものである。このことについて、右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>本市の示す森林区分は、画一的に針広混交林に区分し、それを一律的に40%で間伐するものではないことを理解されたい。間伐率は林分調査により決定するものであり、急務的な間伐を要する現状を鑑みた時に、40%程度の間伐は効果的であるとする。既に普通林では40%の間伐を実施しており、これを要因とした森林被害の事例はない。また、この行為は紛れもなく間伐行為であり、40%の数値により択伐と解釈することは理解できない。さらに、本市の言う針広混交林は自然発生する下層植生の成長を促し、地域に遺伝子を持った広葉樹との混交林を目指すものであり、植栽義務の伴う択伐では、目的を達しない。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保安林は急傾斜であったり、地質が脆弱である等により災害発生リスクの高い森林であることから、その間伐率は、間伐後の保安林の機能の維持に支障が生じないよう、間伐後短期間で樹冠を閉鎖させ、かつ風害等の危険が生じない範囲である35%(材積ベース)を限度としている。これを40%に引き上げることは、保安林の防災機能の低下を招くおそれがあることから不適切と考える。なお、択伐については、伐採後に植栽又は天然更新を行うことが義務付けられており、このため早期に樹冠が回復し、かつ、複層林型となることにより風害等の被害を低減することができるため、40%の伐採率での伐採が可能となっている。</p> <p>一方、保安林をはじめとする我が国の森林において、その有する公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくことは重要であり、林野庁も森林・林業基本計画において、針広混交林化等多様な森林への誘導等を推進することとしている。このため、保安林においても択伐について平成19年に、原則伐採後2年のところ申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽を猶予し、その間における天然木の発生をもって植栽を行わなくてもよいこととする運用改善を行っており、これにより、豊田市の主張する40%の伐採を行い自然発生する広葉樹を活用した針広混交林への誘導が可能である。</p> <p>なお、豊田市の森づくり構想における針広混交林化に至る間伐は、間伐前 2500 本/ha から間伐後 1500 本/ha に減ずることとしているが、これは本数ベースで40%を伐採する間伐作業であると考えられる。このような作業においては、一般に成長の劣悪な立木を主体に伐採されることから、材積(立木の幹の体積)ベースでは35%以内の間伐率になるものと考えられ、材積ベースで35%を上限とする保安林の指定施業要件の間伐率の範囲内で実施可能である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100090	プロジェクト名	豊田市森づくり特区	
要望事項 (事項名)	保安林内で行う、林業用搬出路開設に伴う手続きの緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1038040	
提案主体名	豊田市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第34条第2項
制度の現状	森林法第34条第2項の規定により、保安林において林業用搬出路の作設等の土地の形質を変更する行為については、都道府県知事の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出路については、保安林内の手続きを、現行の森林法第34条第2項の許可から、森林法第34条の3と同様の扱いとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。</p> <p>本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として区分し、団地化により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1.5m以下で開設可能な森林を対象に、環境面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐採と小規模な土工で開設し、木材生産のために使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路(敷砂利や構造物なし)である。現在、保安林内の搬出路については、林道等と同様に森林法第34条第2項により、伐採及び土地の形質の変更の申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工を進める林道や作業道と異なり、間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくもので、低コスト林業を推進する立場から言えば、搬出路の開設も含めて一連の間伐作業と捉えている。また、詳細な設計図面を持たないこともあり、実質的に申請内容が軽易であるため、かえって許認可事務に掛かる時間と手間が負担となっている。このため、市条例等に基づく搬出路の開設においては、間伐届と同様の届出行為とし、その方法は、間伐届に搬出路の線形等を付記することで認知されたい。このことで事業展開をスムーズにし、森づくり推進していく上で実施のしやすい環境を整えたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>保安林における林業用搬出路の作設等土地の形質を変更する行為については、当該搬出路の崩壊等によって林地の土砂の流出や崩壊が生じ、保安林の指定の目的に支障が生じることのないよう、行為毎にその内容及び実施箇所の状況を踏まえて慎重に判断しなければならないことから、都道府県知事の許可を受けるものとしている。</p> <p>一方、間伐による伐採については、指定施業要件に定める間伐率の範囲内である限り、大面積の裸地を生じることがないなど保安林の指定の目的に支障が生じるおそれがないことから、特例として都道府県知事への事前の届出により実施できることとなっている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>現行制度は既知であるから、提案に対しての意見を望む。本提案は行為毎の判断の不要を訴えるものではなく、趣旨を変えることなく事務軽減を求めるものである。保安林の伐採届であっても、県は届出受理後に適合通知を発行しているため、搬出路の開設に対しても間伐の伐採届に添付或いは併記したとしても、不適切な事項がある場合は当該通知により条件を付することで、担保できるのではないかと考えられる。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保安林における間伐は、指定施業要件の範囲内であれば、大面積の裸地を生じることがないなど保安林の指定の目的に支障を生じるおそれがないことから、特例として都道府県知事への事前の届出により実施できることとなっている。しかしながら、林業用搬出路については、切土、盛土を伴い、形状や構造が一定でなく、密度も様々であるなどから、その設置により保安林の機能に支障を及ぼし、土砂災害等の山地災害により国民（県民・市民）の生命・財産に影響を及ぼすことのないよう慎重な判断を要するものであり、その手続を緩和することは不適切と考える。</p> <p>なお、「保安林の伐採届であっても、県は届出受理後に適合通知を発行しているため、搬出路の開設に対しても間伐の伐採届に添付或いは併記したとしても、不適切な事項がある場合は当該通知により条件を付することで、担保できるのではないかと」とのご意見であるが、保安林の機能に支障が生じかねない事態を未然に防止するために条件を付すことが必要な行為については、許可制の下で行う必要があると考える。</p> <p>一方、提案にもあるように、高性能林業機械の導入のための路網の整備は、間伐の推進に必要であり、保安林の機能を発揮する上でも重要である。このため、平成19年に各都道府県が構造等に応じてあらかじめ標準的な添付図書を定めるとともに、一定の規格の範囲内のものについては詳細な設計図書を要さずに許可申請を可能とする運用改善を行ったところである。これにより、提案にあるような幅員3m以下で、かつ、切土盛土1.5m以下といった簡易な作業路については、森林所有者が事前に測量を行わず、かつ、添付図書を大幅に簡素化して申請できることとしている。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	都道府県 提案事項管理番号	広島県 1060030
提案主体名	三次市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利取得に当たっては、原則として 50a 以上の経営面積が必要とされているが(下限面積要件)、平均経営規模の小さな地域や担い手の不足している地域にあっては、都道府県知事がこれを 10a を限度に引き下げることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。</p> <p>三次市のような中山間地域の中でも、土地条件の良好な地域では、生産法人化・担い手による農地集積が困難ながらも進みますが、地域の中でも山間部などの耕作不利地は集積も困難で荒廃も進んでいます。</p> <p>三次市では、平成19年度「頑張るみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、この間独自に、新規就農者の研修・生活支援の事業や、耕作放棄地の復旧支援の事業も実施し地域と農業を守る取り組みを進めています。</p> <p>一方で都市住民からは、都市から比較的近距离で、土地単価も安く、医療・介護機関の充実している三次市を「程よい田舎」として居住地の選択肢に挙げ、併せて農業従事も希望されるケースが増えています。作付を希望される対象も花卉、果樹、香草、雑穀と多岐にわたり、安全で安心な農作物、無農薬や有機栽培への関心も低くありません。このような多彩な夢や希望に沿った農業は、零細で非効率なものかもしれませんが、生産法人等でのスケールメリットを生かす農業では守れない農地を守っていくためには必要な手法と考えます。</p> <p>また、貸借によらず、農地を購入し、その地に根付いて生活し、地域コミュニティーを担って欲しいと考えます。そのため、新規就農者について一定の要件を満たす地域においては、土地取得下限面積要件の廃止を提案します。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法では、農地の権利移動にかかる許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、都道府県知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。</p> <p>なお、12月3日に公表した「農地改革プラン」において、下限面積要件については、農業委員会が地域の実情に応じてさらに弾力的に定めることができるようにすることとしている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	100110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	一般民間企業による農業生産法人への出資比率の 引上げ	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1068030	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第2条第7項第2号 農業経営基盤強化促進法第12条、第13条の3 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条
制度の現状	<p>農業生産法人の構成員については、法人の農業に常時従事する者や法人に農地を提供した者に加え、法人と継続的な取引関係を有する関連事業者についても、一定の議決権の範囲内(全体で総議決権の1/4以下、かつ、1者当たり総議決権の1/10以下)で構成員となることができる。</p> <p>なお、農業生産法人が農業経営改善計画について市町村の認定を受け、その計画に従って関連事業者の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未満まで出資することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農業生産法人へ一般民間企業が参加する場合の議決権について、「農業生産法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける(行う)者」として10分の1以下とされているところ、これを2分の1まで引き上げることができることとするを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度においては、一般民間企業は農業生産法人に参加して農業に関与することが可能であるが、当該法人における議決権の上限が10分の1とされているため、実質的な経営に関与するのみならず、参入そのものが困難となっており、効率的な経営、生産、流通等による事業規模の拡大、収益性の向上等を行うことができない。現在、我が国においては、農地の集約化等を通じた農業の事業としての大規模化も活用した、生産性及び生産量の向上を通じた自給率の向上を図ることとされており、かかる制度はその足かせとなっているものと考えられる。そもそも、大規模な農地を保有し、大規模な農業生産を行おうとしている農業生産法人について、その議決権の過半数を個人農家が有するというのは、その目指す方向性にかんがみて、明らかに無理があり、今後制度と実態の乖離は大きなものとなることが懸念される。そこで本提案を行うものであり、これにより、一般民間企業の農業への参入の促進による新たな担い手の確保並びに農業及び農業生産地域の振興を通じた我が国自給率の向上に資することができるのみならず、食料の安定供給の確保により、国民の安心の実現につながるものと考えられる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>農業生産法人への出資については、農業生産法人が農業経営改善計画について市町村の認定を受け、その計画に従って関連事業者(民間企業)の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未済まで出資することができる。</p> <p>なお、12月3日に公表した「農地改革プラン」において、食品関連事業者等から農業生産法人への出資に関する制限を緩和することとしている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>貴省ご回答においては、措置の分類をD(現行規定により対応可能)とされているが、現行規定での上限は「1/2未済」であり、当方の要望である「1/2まで」の引き上げは、現行規定では対応不可能である。</p> <p>また、貴省が公表した「農地改革プラン」では、食品関連事業者等から農業生産法人への出資制限を緩和する方向を示しているものの、その具体的な数値及び関連する要件の有無等については明らかにされていないため、当該出資制限の上限を1/2まで(あるいは1/2以上)とすること及びそれに関連する要件(農業経営改善計画への市町村の認定等)を課さないことを求めるものである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>「農地改革プラン」においては、農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくする観点から、賃借権等を設定する場合の要件を緩和することとしており、農業生産法人以外の法人についても賃借による参入を拡大することとしている。</p> <p>また、食品関連事業者との連携の強化等の観点から農業生産法人への出資制限も緩和することとしている。</p> <p>なお、具体的数値等については、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する前提で、今後更に検討を行うこととしている。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>「農地改革プラン」に沿った賃借による農業参入の拡大、農業生産法人への出資制限の緩和についての今後の検討には大いに期待するところである。</p> <p>しかし、農業生産法人への出資制限の緩和の具体的な数値等について、貴省のご回答及び農地改革プランにおいて「農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する」前提で検討するとされており、これは「地域の農業者以外からの出資制限の緩和の上限は1/2未済を維持する」前提で検討するとの意思表示とも受け取れるが如何。今後の検討においては、このような前提を置くことなく、「改革」と呼ぶに相応しい、原則自由な農業参入環境の整備を求めるものである。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>「農地改革プラン」においては、農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくする観点から、賃借権等を設定する場合の要件を緩和することとしており、これにより農業参入の環境整備につながるものと考えている。</p> <p>なお、前回回答のとおり、具体的数値等については、今後更に検討を行うこととしているが、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する考えである。</p> <p>(※2月24日に「農地法等の一部を改正する法律案」を閣議決定済)</p>			